

○松江市茶道文化施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成23年3月31日

松江市規則第23号

改正 平成26年12月19日規則第53号

平成28年7月4日規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市茶道文化施設の設置及び管理に関する条例（平成23年松江市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧料等の減免)

第2条 条例第8条に規定する観覧料の条例第15条に規定する減額は、5割を限度として次の各号に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 他の観光施設等の管理者と共同で発行する共通割引券等を利用して観覧する場合
- (2) 別に定める者が運営する交通機関を利用するものが、別に定める乗車券等を提示して観覧する場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、明々庵の利用を促進するものとして特に必要と認める場合

2 条例第14条第1項に規定する利用料金の条例第15条に規定する減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 松江市又は松江市教育委員会が主催し、又は共催する事業により利用する場合 10割
- (2) 前号に掲げる場合のほか、赤山茶道会館の利用を促進するものとして特に必要と認める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める割合

(利用料金の還付)

第3条 条例第16条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を還付するものとする。

- (1) 条例第16条第1号に該当する場合 全額
- (2) 条例第16条第2号に該当する場合 市長の承認を得て指定管理者が定める額
(市長による管理に関する読替え)

第4条 条例第18条第1項の規定により市長が松江市茶道文化施設の管理を行う場合にあっては、第2条第2項及び第3条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第2条第2項第1号中「利用」とあるのは「使用」と、同項第2号中「市長の承認を得て指定管理者が定める割合」とあるのは「市長が別に定める割合」と、第3条第2号中「市長の承認を得て指定管理者が定める額」とあるのは「市長が別に定める額」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(雑則)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日松江市規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月4日松江市規則第56号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。